

OSAKA みらい 市政報告

発行：OSAKA みらい大阪市議員団
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪役所内 ☎ 06-6208-8650
問い合わせ先：武直樹市民協働事務所
〒544-0015 大阪市生野区巽南 1-12-10 ☎ 06-6753-6714
武直樹公式ホームページ：<http://www.take-naoki.com/>
Twitter：@takenaoki
Facebook：<http://www.facebook.com/naoki.take.1>

たけ
な
お
き
大阪
市
会
議
員



2014：2月 3月 市政報告

平成26年2月3月定例会 (2月14日～3月14日)
平成26年度予算を審査する委員会が
3月4日～6日開催されました。

武直樹が提案した案件について紹介します。



災害時の要援護者支援について

災害対策基本法が改正され、大阪市では、災害時の要援護者支援について、来年度から3年間で地域（小学校区）ごとに要

援護者支援計画を作成する予定です。大阪市が所有する大阪市災害時要援護者名簿ですが、生野区では、高齢者（要介護・認知症）障がい者などの方で9,172件あります。災害時は、「自主防災組織」（地域）に本人の同意なしで、提供されます。平常時に地域に提供するには、本人の同意が必要です。今後、平常時の取組をどう進めていくかを地域の皆さん、包括支援センターや事業者などの専門職の皆さんと協議していく場を丁寧につくる必要があると提案しました。危機管理監からは、「大阪市防災・減災条例（仮称）」を制定し各区役所や地域福祉関係団体などと連携してしっかりと取組んでいくと答弁がありました。

グループホームにおける火災予防対策について

消防法が、自力避難が困難な方が入所するすべての社会福祉施設にスプリンクラー設備を設置するよう改正されています。現在、市内には賃貸住宅などを活用して約350カ所の障がい者のグループホームの住居がありますが、地域のなかで暮らすための住まいであり、多くの場合、マンションなどの賃貸住宅などを活用して4～5人単位で暮らしています。

今回の消防法令の改正にあたっては、単に規制の強化と消防用設備等の設置助成を行うだけでなく、障がい者のグループホームは住まいであることを踏まえ、消防局は、福祉局と連携を図り現実に即した対応となるよう、引き続き国に申し入れるよう要望しました。

INFORMATION

インターネットでも情報発信中！！
武直樹公式ホームページ：<http://www.take-naoki.com/>
Twitter：@takenaoki
Facebook：<http://www.facebook.com/naoki.take.1>

フェイスブック
友達申請
お願いします！

■ 地域共生型サービスについて

OSAKA みらいの山本議員が質疑しました。介護保険のデイサービス等の事業所で、高齢者だけではなく、障がい者や子どもに対して、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法などに基づく、必要な福祉サービスを一体的に提供し、地域住民が互いに支え合うなどの運用を図る地域共生型サービスについて、福祉局 介護保険課、障がい支援課、運営指導課、子ども青少年局 保育企画課、並びに生野区役所による検討会を、これまで8回開催。生野区での取り組みをひとつのモデルケースとして、できるだけ早い時期に、事業化に向けて取り組んでいく答弁がありました。

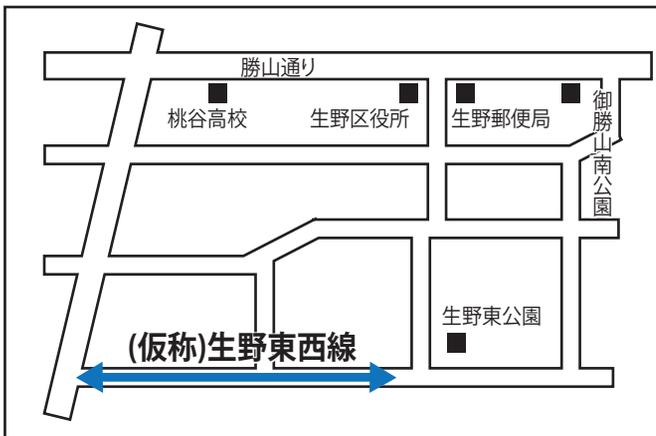
■ 介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

「認知症の人と家族の会」のご相談をうけ、意見書を提案しました。これまで要支援者に対し実施してきた介護予防給付費の6割にあたる訪問介護及び通所介護を市町村による地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で介護保険法の改正案についての国に対する要望です。中身は、急激な制度変更は、現場の事業者や市町村そして利用者には大きな混乱を生ずることになるため、訪問介護及び通所介護の地域支援事業の移行に当たっては、介護サービスが受けられなくなることをないよう当事者や家族の不安を解消できる制度の維持充実を図ること、要介護者に対する介護給付とあわせて事業を行う事業者などに対しては、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うことなどです。意見書は、可決され、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣あてに提出されました。

生野区情報

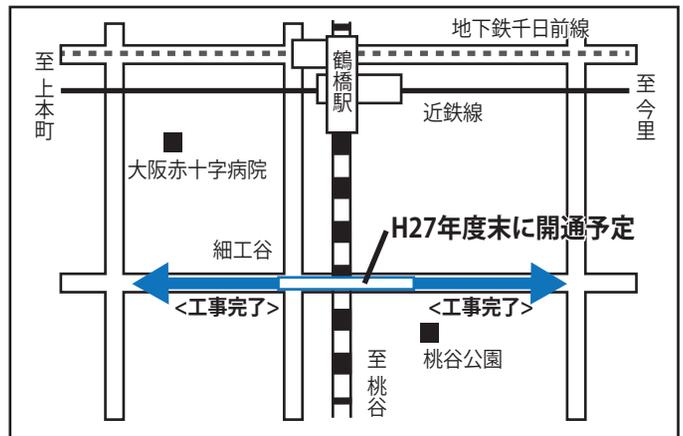
■ (仮称)生野東西線開通

3月10日に(仮称)生野東西線が開通しました!!



■ 生玉片江線(細工谷までの)開通予定について

平成27年度末の開通をめざして取り組んでいます!



■ 地下鉄千日前線への可動式ホーム柵の設置について

平成26年度中に千日前線14駅に可動式ホーム柵を設置します。南巽駅で3月14日からスタートし、平成27年2月までに野田阪神駅までの全駅に設置予定です。可動式ホーム柵は、ホームからの転落や列車との接触を防止する設備です。平成27年3月には、御堂筋線天王寺駅と心斎橋駅2駅も設置予定です。



■ 武も要望していましたいわゆる「ごみ屋敷」対策について条例が施行されました

近年、家屋や敷地内にごみ等を溜めこみ悪臭や害虫を発生させるといった、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題化しています。その円滑な解決を目指す条例が3月1日施行され、条例を活用して、いわゆる「ごみ屋敷」解決に向けた取り組みを進めていきます。

● 対策のポイント

- ・原因を作っている本人に対して、対話・説得などのアプローチを行うとともに、必要に応じて調査を実施します。
- ・関係機関や専門家等からの多角的な意見を聴取するため、区役所において対策会議を開催します。
- ・本人への撤去指導・勧告を行い、改善が図られない場合には命令を行います。それでも放置する場合には、最終的に行政代執行法の規定による強制撤去を行っていきます。
- ・撤去に同意した場合、本人の資力などに応じて、撤去費用に関する経済的支援を行います。
- ・命令、行政代執行または経済的支援を決定するにあたり、第三者からなる審議会への諮問を行います。